

児童相談所のあり方について

1. 今回の児童福祉法における市区町村における支援的役割と支援拠点

- ・ 基礎自治体として、様々な支援的援助や庁内関係機関との連携がスムーズに行なえること、要保護児童対策地域協議会のネットワーク支援を実施して関与することが可能。
- ・ 児童相談所における一時保護や立ち入り調査という緊急的介入的対応とは異なり、虐待通告を支援のスタートと考え、予防的支援と重症化防止を目的とした、地域における寄り添い型の支援を行うことができる。
- ・ 平成 27 年度における虐待相談の経路別件数を児童相談所と市町村とを比較すると、児童相談所は最も多いのが警察の 37%（小数点四捨五入）で、次いで近隣知人 17%、家族 9%となっている。一方、市町村は児童相談所が 21%と最も多いが、学校 14%、保育所 7%と幼稚園を加えた子どもの所属機関からが 22%と多く、身近な相談・通告機関となっている。また市町村の保健センター7%、生活保護や障害福祉などの福祉事務所が 8%と関係機関からの通告先の位置付けになっている。

2. 市町村のこれからの課題

- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営と進行管理に加え、支援拠点としての機能と児童相談所からの送致や委託を受け、なおかつ 189 からの振り分けへの対応が可能となるよう、体制の強化は必須。
- ・ 地域支援を実行できるための、資源やサービスの開発と充実

3. 市区における児童相談所の現状

現在、政令市及び 2 市の中核市において児童相談所が設置されており、児童相談所の役割として 2 つに大別できると考える。

- ① 都道府県児童相談所と基礎自治体としての市町村の関係のように、市の児童相談所と別に基礎自治体として区などが要保護児童対策地域協議会と地域での支援的役割を担っている場合。
- ② 市に児童相談所ができた時点で、基礎自治体の支援的役割や児童相談は児童相談所に一元化されている場合。

4. 近畿圏中核市連携会議における児童相談所設置への意見

- ・ 一時保護所、児童養護施設など新たな施設設置の課題
- ・ 既にある児童家庭相談の充実と新たな児童相談所の設置、及び役割分担
- ・ 児童福祉司・児童心理士・保育士・指導員などの人材確保と人材育成
- ・ 法的権限をもつ児童相談所との役割の市民理解